

第 1 号 議 案

令 和 6 年 度

亀 岡 市 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 1 号 ）

令和6年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度亀岡市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

1, 012, 600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43, 708, 600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和6年6月10日提出

亀岡市長 桂 川 孝 裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 6, 103, 628	千円 883, 783	千円 6, 987, 411
	2 国庫補助金	1, 996, 126	883, 783	2, 879, 909
16 府支出金		3, 233, 156	14, 550	3, 247, 706
	2 府補助金	1, 524, 095	14, 550	1, 538, 645
19 繰入金		4, 388, 327	25, 823	4, 414, 150
	2 基金繰入金	4, 322, 812	25, 823	4, 348, 635
20 繰越金		1, 000	38, 244	39, 244
	1 繰越金	1, 000	38, 244	39, 244
21 諸収入		294, 160	3, 600	297, 760
	6 雑入	267, 396	3, 600	270, 996
22 市債		3, 078, 300	46, 600	3, 124, 900
	1 市債	3, 078, 300	46, 600	3, 124, 900
歳 入 合 計		42, 696, 000	1, 012, 600	43, 708, 600

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 9,061,745	千円 44,371	千円 9,106,116
	1 総務管理費	8,146,408	41,134	8,187,542
	7 環境交通対策費	337,112	3,237	340,349
3 民生費		15,701,962	838,852	16,540,814
	1 社会福祉費	8,230,709	814,216	9,044,925
	2 児童福祉費	6,089,677	20,137	6,109,814
	3 生活保護費	1,377,576	4,499	1,382,075
4 衛生費		3,386,362	1,668	3,388,030
	1 保健衛生費	1,693,293	1,668	1,694,961
6 農林水産業費		1,123,278	10,407	1,133,685
	1 農業費	894,797	10,407	905,204
8 土木費		3,409,827	109,858	3,519,685
	2 道路橋梁費	1,284,472	87,900	1,372,372
	4 都市計画費	1,847,944	958	1,848,902
	5 住宅費	171,976	21,000	192,976
9 消防費		1,380,090	600	1,380,690
	1 消防費	1,380,090	600	1,380,690
10 教育費		4,017,380	6,844	4,024,224
	2 小学校費	1,509,599	1,496	1,511,095
	3 中学校費	903,066	1,848	904,914
	5 社会教育費	1,009,058	3,500	1,012,558
歳 出 合 計		42,696,000	1,012,600	43,708,600

第2表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋梁整備事業	千円 719,700 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起こすことができる。	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 766,300 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起こすことができる。	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	3,078,300				3,124,900			